

「大津市伝統芸能会館 友の会」規約

第1条(名称)

当会の名称は「大津市伝統芸能会館 友の会」とする。

第2条(目的)

当会は、伝統芸能を愛好する大津市内外の会員によって構成し、大津市の文化振興・伝統芸能の発展継承に寄与することを目的とする。

第3条(会費)

会費は 1,500 円（年会費・・・4/1—翌年 3/31）
（途中入会・退会に際しての割引・返金はいたしません）

第4条(会員特典)

- 1、当館主催公演チケットの先行購入
- 2、当館主催公演案内の郵送サービス
- 3、当館でお求めの場合に限り、主催公演チケット割引
（1公演 2枚迄 …1枚300円割引）
（※一部の落語公演については割引が適用されないものもあります）

第5条(期間)

会員の有効期間は当該年度とします。

第6条

新規会員には会員証を発行いたします。継続の会員には会員証に捺印いたします。
チケット購入の際は、会員証をご提示ください。

なお、電話予約される際には、会員番号・会員氏名・電話番号等の確認をもって会員証の提示とします。

※ 会員の皆様への予告なしに本規約、サービス内容の変更、サービスの中止を行う場合もございますので、ご了承ください。